

枚方市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年（2023 年）7 月 3 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	泉 大 介
同	田 中 優 子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市駅周辺まち活性化部

(2) 対象事務

令和4年度（2022年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和5年（2023年）4月3日（月）から令和5年（2023年）6月30日（金）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められた。

【意見・要望事項】

〔市駅周辺まち活性化部〕

○枚方市駅周辺再整備の取組について

本市では、市の中心市街地にふさわしい魅力にあふれ賑わいのあるまちの構築を目指し、枚方市駅周辺再整備計画が進められている。現在、③街区における再整備が進められており、再整備区内に設けられる複合ビル内において、現在市駅周辺にある市民窓口をはじめ、図書館、市民センターなどを移転・集約する予定となっている。市民にとって利便性が良く、親しまれる施設となるよう、令和6年度の完成に向け、整備を着実に進めるよう要望する。

また、本事業は本市にとってこれまでにない大規模なものとなっていることから、市民等へ十分な説明を行うなど、丁寧かつ慎重に事業を進めるよう要望する。